

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成28年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成28年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

追加日程第1 議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正
について

日程第1 議案第81号 太宰府市教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて

日程第2 議案第82号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第3 議案第83号 太宰府市農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 議案第84号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

日程第5 議案第85号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について

日程第6 議案第86号 太宰府展示館の指定管理者の指定について

日程第7 議案第87号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について

日程第8 議案第88号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について

日程第9 議案第89号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について

日程第10 議案第90号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第91号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

日程第12 議案第92号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について

日程第13 議案第93号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第94号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第95号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について

日程第16 議案第96号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第17 議案第97号 太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第98号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について

日程第19 議案第99号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第100号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第101号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第102号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第103号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について

日程第24 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第25 議案第105号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第106号 平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第107号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堺 剛 議員	2番	舩 越 隆 之 議員
3番	木 村 彰 人 議員	4番	森 田 正 嗣 議員
5番	有 吉 重 幸 議員	6番	入 江 寿 議員
7番	笠 利 毅 議員	8番	徳 永 洋 介 議員
9番	宮 原 伸 一 議員	10番	上 疆 議員
12番	小 畠 真由美 議員	13番	陶 山 良 尚 議員
14番	長谷川 公 成 議員	15番	藤 井 雅 之 議員
16番	門 田 直 樹 議員	18番	橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

11番	神 武 綾 議員	17番	村 山 弘 行 議員
-----	----------	-----	------------

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	芦 刈 茂	副 市 長	富 田 譲
教 育 長	木 村 甚 治	総 務 部 長	石 田 宏 二
地域健康部長	友 田 浩	総 務 部 理 事 兼公共施設整備課長	原 口 信 行
建設経済部長	井 浦 真須己	市民福祉部長	濱 本 泰 裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤 田 彰	教 育 部 長	緒 方 扶 美
上下水道部長	今 村 巧 児	教 育 部 理 事	江 口 尋 信
総 務 課 長	田 中 縁	経営企画課長	山 浦 剛 志
地域づくり課長	藤 井 泰 人	国保年金課長	高 原 清
都市計画課長	木 村 昌 春	社会教育課長	中 山 和 彦
上下水道課長	古 賀 良 平	監査委員事務局長	渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	山 浦 百合子	書 記	高 原 真理子

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

お諮りします。

先ほど執行部から、「議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について」、申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、「議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について」を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第1 議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について

○議長（橋本 健議員） 追加日程第1、「議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について」を議題とします。

訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 「議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について」ご説明申し上げます。

訂正に至った理由でございますが、本来であれば、平成25年9月議会においてご承認をいただきました、平成25年10月1日公布、平成29年1月1日施行の太宰府市国民健康保険税条例の附則の改正を反映した上で、今回の条例改正をしなければならなかったところでございますが、そのことが反映されないままに条例改正案を作成していたことが判明いたしました。

なお、訂正の内容といたしましては、附則の項ずれに伴うものでありまして、改正条文の内容が変わるものではございません。

以上、議案第101号の訂正についてご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について」、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、「議案第101号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正について」は承認することに決定しました。

お手元に配付しております議案と新旧対照表の差しかえをお願いしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第81号 太宰府市教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第81号「太宰府市教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 児童・生徒の教育活動を充実させるための教育委員会の基本的な方向性は変わらないと思いますが、これまで教育委員会の課題が指摘され、その課題を克服するために、教育委員会制度の改革が行われたと思います。今までの教育委員会制度と、新しく新教育委員会制度といいますか、その違いについて説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいまのご質問について回答いたします。

平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、新たな教育委員会制度がスタートしています。本市におきましては、教育長の任期が満了するまで従前の制度を運用していましたが、今回の選任に伴い、新制度へ移行いたします。これまで教育長は、教育委員の互選により選任されていましたが、これからは市長が直接教育長を任命することになります。

新制度におきましては、教育委員会の主催者である委員長と事務の統括者である教育長の両者を一体化した新たな責任者として新教育長を置き、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。

新教育長は、他の教育委員と比較して権限が大きくなっていることから、教育委員によるチ

チェック機能の強化のため、教育委員定数の3分の1以上からの会議の招集請求や、新教育長が委任された事務の管理、執行状況の報告義務が規定されています。また、会議の透明化によるチェックの観点から、引き続き議事録を作成、公表いたします。

また、首長と教育委員会が協議を行う場として、総合教育会議を設けることとされています。総合教育会議は、対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、合意した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行することとなります。

なお、私の教育政策に関する方向性につきましては、総合教育会議での協議を踏まえて策定する教育大綱でお示しいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今市長から説明いただいた部分と少し、読み上げると重なるところもありますけれども、質問いたします。

今回の教育長の人事案件は、単に一人の教育長を新しく選ぶということではなく、昨年改正、施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が太宰府市において初めて新しく組織されると、制度上の転換点になると思います。

制度変更の主目的として、責任体制を明確にすること、迅速な危機管理体制を構築すること、市長と教育委員会の連携を強めることなどが上げられています。

そこで、そのような制度上の課題を踏まえての人事提案であるかという観点で質問いたします。

客観的な質問となるように、制度の変更に当たって文部科学省が平成26年7月17日に出した通知に依拠しつつといいますか、参考にしつつ質問させていただきます。

3点あります。

通知によると、新教育長の職責の重さに鑑み、議会同意を求めるに当たっては、候補者の所信表明を行った上で質疑を行うこと、これを例示しつつ、丁寧な手続によって候補者の資質、能力を十分にチェックすること、これが重要だと指摘されています。そのような丁寧な手続というものが、今回は初日の提案においては特には踏まれませんでした。

そこで、こうした手続を踏むことをそもそも検討したのかという点と、また検討した上で省略したのであるならば、なぜ省略したのか、それを伺います。これが1点目。

2点目、危機管理という観点から見ると、法によって定められている教育長の職務代理者、これをどう考えるかは重要なものになってくると考えられます。

代理者は、教育委員の中からあらかじめ選ぶのが原則となっています。教育長も含めて数えますと、教育委員会の構成メンバーは今回2名のみ変更されるので、残りの方は引き続きということになりますが、無事にお二方が選任された後の委員会が、適切な教育長の代理者が選ば

れるような構成になるように市長は配慮した上で、人事案件を考慮していたのかという点をお尋ねします。

3点目、新しい教育委員会では、教育長への教育委員によるチェックの重要性、先ほどもありましたが、指摘されるとともに、これも先ほどありましたけれども、市民に向けて透明な会議によって教育委員会が実施されることの重要性も指摘されています。

それについても文部科学省は、先ほどの通知で、例えばより多くの住民が傍聴できるような会議にすることが望ましいとして、会議の場所や時間の工夫などを例示しています。市民に開かれた身近な教育委員会ということになろうかと思いますが、これは開かれた市政を目指す市長の市政全般に対する基本姿勢とも共通するものだと思っています。

そこで、市民参画の視点と教育委員会と市長部局の連携の強化という観点を重ねつつ伺いますが、教育委員会を透明化することを実現できる人材として、今回の人事選考を行ったのか、その点を合わせて3点、市長に伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 答えいたします。

1項目めについてでございますが、今回、地方教育制度改革のもとで初めて任命する新制度の教育長であるということは、十分認識いたしておりますし、そういう形で進めてきました。その上で、木村教育長の長きにわたる行政経験と、教育長として1期4年間という実績を勘案し、最適任であると判断して提案させていただいております。

今回、所信表明という形はとっておりませんが、これまでの議会での答弁や中学校給食実施に向けた精力的な取り組みなど、議員の皆様にも十分その意欲と見識はご理解いただいていると思っておる次第でございます。

2項目めについてですが、職務代理者は、新教育長が選任することとなっております。今回新たにお問い合わせする委員も含め、教育委員の皆様は、どなたでも職務代理者を執行できる立派な方々であるというふうに思っております。

3項目めについてでございますが、教育委員会についても、総合教育会議についても、現在も公開で開催いたしております。今後、より市民の皆様が傍聴しやすいように、また会議録等を迅速に公開できるよう、教育長と十分な連携をとりながら、運営の工夫をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 1項目めについての再質問ですが、今の説明であると、木村教育長、候補と言えいいのでしょうか、木村教育長の実績に鑑みて、今回は特別な手続をとることはしなかったというふうに理解しますが、であるとすれば、今回は木村教育長だからこうであったということにしかたないですね。

ところが、最初に申しましたように、これは制度の変更なので、3年後改めて選ぶときはどなたになるかわからないということであるならば、制度として太宰府市がきちんと教育委員会の始まりというか切れ目ですね、3年ごとの切れ目に接していくということを今後考えていかなければならないと思います。

そういうことを踏まえるならば、今回のように特別な、通知でいうところの丁寧な手続を踏まずに提案したことをどのように市長として考えるか、もしくは3年後別の人材、全く新しい人を選ぶときにはどのようにすべきと考えるか、その点についての見解を確かめておきたいと思います。

2点目についてですけれども、どなたでも代理は務まると判断されたということではあります。ほかの委員さんは教育長と違って常勤ではないので、どうしても一定の制約は生じてくるかと思います。その際は、事務局が支えるということが大きくなって、どうしてもなると思うんですけれども、事務局の体制、今のままで十分なのか、もしくはどこか強化する必要があるのかということ考えた上での選択なのかという点を確かめておきたいと思います。

3点目については、具体的な言及はなかったですけれども、よりということであったので、今後引き続き現状がどのような、例えば市民の傍聴者がどれぐらいいるかというようなことも踏まえた上で、さらに改善していくという意味で、引き続きよりという言葉が述べられたのか、その点を確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 答えいたします。

1点目の所信表明なりの関係でございますが、先ほどご説明しましたように、やはり長年にわたる行政経験があるということと、1期4年間、教育長として果たしたその役割とその成果を考えますと、私はやはり十分に引き続きお願いするということで、最適任であるというふうに認識しまして、お願いした次第でございまして、今回、先ほどと同じですが、所信表明という形はとっておりませんが、いろいろな形での現教育長の実績をご判断いただきまして、ご理解いただけるものではないかというふうに思って、そういう形で進めさせてもらった次第でございまして。

2点目、職務代理者の関係ですが、私は先ほど申し上げましたように、皆さん長年教育委員ということをしてずっと役割として仕事をしてきていただいとる方でございます。あるいは、今回またご承認いただく方についても、教育についての実績がある方だというふうに認識しておりますので、職務代理者は誰がなっても不思議ではないというか、そういう形で考えておりますし、また事務局の体制についてですが、今の教育部での体制で、十分いろいろな形の対応はできるものではないかというふうに思っております。

3点目、情報公開と市民参加ということを一番のキーワードとして私は掲げておるわけでして、具体的に言いますと、今までパブリックコメントを、それぞれの場所に置いてあって説明すると、それに対するパブリックコメントを求めるという形でございましたが、やはり大事な

ものについては市民説明会をするという形で、私になってそのパブリックコメントのやり方も変えております。

あわせて、今回の教育委員会あるいは教育総合会議につきましても、日程の公表なり市民の皆さんへの参加の呼びかけ、あるいはそこでの議事録の公開については、今までどおりきちんと早急にやっていく考えでおります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問ございますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 1 点目については、最初の質問と実質的に内容が変わっていないので、私の聞き方が悪かったのかもしれないですけども、端的に言いますと、今までと同じ提案の仕方を続けるということであるならば、その方式そのものをもって、場合によっては反対という考え方も出てくるかと思いますので、今回はこれでということになるのかもしれませんが、3 年後に向けて、市長部局としてその人事提案の仕方というのをぜひ考えてほしいということが、再質問の趣旨だったんですけども、改めてその点を再々質問として 1 点目についてはお伺いします。

2 点目は結構です。

3 点目は、今のお話で確認なんですけれども、確かに芦刈市長になってから、説明会を行うなどいろいろな形で市民に向けての情報公開が進んでいる、そのような方向で教育委員会についても、木村教育長が改めて選ばれたならば、一緒にそういう方向で進めていくというふうに理解していいのか。3 点目に関しては、そのとおりか、そうでないかというだけで結構ですけども、お尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 人事の提案でございますが、教育長の任期到来に向けて、今年の半ばぐらいから候補者について検討してまいりました。今、市と教育委員会は、中学校給食の導入に向けて、方式や実施時期の目標が定まった段階であり、これからさまざまな課題の解決に向けて動いていかなければならないという時期にあると思います。そういう意味で、これまでの経過を踏まえ、方針の継続をもって進めていく必要がありますし、木村教育長に新制度の教育長としての引き続きのご尽力をいただきたいというふうに考えに至ったものでございます。

そういうふうなことを踏まえていただいて、ご理解いただきたいということと、任期 3 年でございますので、また新しいときは、また新しい考え方とする時期が来るかもしれないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 賛成いたしますが、改めて言いますけれども、今の3回尋ねましたけれども、制度上の変更を踏まえた上で人事提案の仕方を考えたということはなかったというふう  
に理解しています。したがって、人選については特段文句はありませんが、提案の仕方に対し  
ては考慮不足であったという判断をしております。そのことだけ留保した上で、賛成に手を挙  
げたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第81号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時22分〉

○議長（橋本 健議員） ここで、教育長に就任されます木村甚治氏のご挨拶をお受けしたいと思  
います。

教育長。

○教育長（木村甚治） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し  
述べさせていただきます。

今ご質問にもありましたように、全国で新しい教育委員会制度へ切りかわりつつある中で、  
ただいま新制度に基づく市長による教育長職の任命と、その選任に係る議会同意を、皆様のご  
高配により賜りましたことに対して、まずもって厚くお礼を申し上げます。

子どもたちが置かれている社会経済情勢が変化している中、学校、家庭、地域が連携、協働  
して子どもを育てるコミュニティスクールを推進し、また本市の豊富な歴史遺産と自然に恵ま  
れた文化遺産を保護、活用しながら、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

そのような中で、新制度における市長及び教育委員による総合教育会議もこれまで3回開催  
されまして、市長による太宰府市総合教育大綱も作成をされております。そこでは、小・中連  
携を生かした中学校ブロックコミュニティスクールや、学力向上宣言プロジェクトの推進、中  
学校完全給食の実現など、教育行政の課題解決に向け、より一層取り組んでいくこととされて  
おります。教育長としての職責は重大であるというふうに考えております。

さらに自己研さんに励み、これまで以上に教育行政の充実に努め、市民の皆様を初め児童・  
生徒たちが誇れるふるさと太宰府のまちづくりのため、一生懸命に努力するつもりでございま  
す。

議員の皆様のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではござ

いますけれども、お礼の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） ありがとうございました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第2 議案第82号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第82号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第82号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時25分〉

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第3 議案第83号 太宰府市農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第83号「太宰府市農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第83号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第84号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第84号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

3番木村彰人議員。

○3番(木村彰人議員) 議案第84号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」、3点伺います。

1点目は、緑地保護地区の情報発信状況についてです。

本事業は、大佐野ダム上流の緑地保護地区138haを、水源涵養機能を保全するために用地取得、公有化するもので、平成7年より20年以上継続している事業です。本市の総合計画にも記載される重要な取り組みなのですが、残念なことに全くと言っていいほど情報の発信がありません。

昨年12月議会においては、市民への情報発信も考え、指定地域の重要性を知らせる表示看板なども検討したいというご回答もありました。緑地保護地区の情報発信は進んでいますでしょうか。

2点目は、緑地保護地区の活用についてです。

昨年12月議会においては、公有化が一定進んだ上で検討するというご回答でありました。全体を公有化するのに、今のペースではあと35年かかるということですから、かなり先のことです。まずは緑地保護地区の活用できる部分から市民にご利用いただく取り組みが、何より指定

地域の重要性を理解していただく近道ではないかと考えます。

現地の状況ですが、大佐野林道が整備済みであり、この林道は九州自然歩道にも接続をしているという好条件でございます。まずは、活用できる部分から検討するというのはいかがでしょうか。

3点目、取得財源の検討についてです。

予算ベースでは4,500万円が市債、500万円が市単独費になっています。全体を公有化するために、これから先、約17億円が必要となることを考えますと、国庫補助等の活用や緑化基金の創設を考えたいところです。

以上3点について伺います。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） おはようございます。

議案第84号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」の質疑についてご回答を申し上げます。

議員もおっしゃったとおり、昨年12月議会においてもご説明申し上げておりますが、改めてご回答申し上げます。

まず、1項目めの緑地保護地区内の情報発信状況についてでございますが、市民への情報発信につきましては、当該指定地域の重要性をお知らせする手段として、財政状況の厳しい折ではありますが、表示看板の設置について予算要望をしまいたいと考えております。

次に、2項目めの緑地保護地区の活用についてになります。

この事業は、太宰府市緑地の保全に関する条例第2条に規定された太宰府市緑地保全基本計画に基づいて、上水道用ダム上流の森林が保有している水源涵養機能を保全するために、公有化を進めているところでございます。

太宰府市緑地保全基本計画におきましては、緑地の活用計画として、緑地の価値、機能を維持しつつ、レクリエーションや自然学習を目的とした自然歩道や散策路などの整備を行い、活用することと位置づけてあります。

大佐野の緑地指定面積は138haであり、今年度事業を実施しますと、約51.5haの公有化を終えることになりますので、公有化率は約37.3%となります。今年度と同様の予算と単価で事業を進めていった場合、先ほど議員もおっしゃっておりますとおり35年かかると。あと、大佐野の地権者、買い取り要望を希望されている地権者ですね、こちらの分を完全に買収するまでにあと8年かかります。全体的に申しますと、先ほど申しましたとおりあと35年かかるということになります。

このようなことから、利活用に向けた整備などの具体化につきましては、公有化が一定進んだところで、改めて検討すべきだというふうに考えております。

次に、3項目めの財産取得財源の検証についてでございますけれども、取得のための財源につきましては、現在市債であります地域活性化事業債を活用することにより、緑地の公有化を

図っております。本年度につきましても、緑地公有化事業債におきましては約90%の充当率となりますので、残りについては一般財源となっております。

議員がおっしゃられますように、ほかの財源の活用等も改めて見直していきたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 情報発信について前向きなご回答ありがとうございます。

看板についてですけれども、大きな一歩だとは思いますが、できれば情報発信、看板というよりも、まず一番お金がかからなくて情報発信力があるというのは、ホームページだと私は思ったところでした。

まず、それこそ、看板だとスペースにも限りがあります。ホームページはもうスペースの制限がありませんので、事業の趣旨から今までの経緯、それからこれからの予定とかを、それこそもう文字だけではなくて、写真も交えながらホームページに載せて情報発信するのが、一番効果的ではないかと思います。

2 点目の緑地保護地区の活用についてなんですけれども、それこそ一定の公有地化が進んでから検討するというようなまた同じ回答ではありましたが、今でも大佐野林道、かなり立派な舗装道路ができています。それを上っていくと、九州自然歩道に接続しているんですよ。そこにも左に行けば天拝山まで30分、右へ行けば牛頸山まで50分という矢印が出ています。けれども、下ったら太宰府市街という看板はないんですよ。

今ある設備というか、インフラをすぐにでも活用できるような状況ではありますので、まずは情報発信とあわせて、市民の皆さんにここのダムサイトに来ていただいて、この水源の森の重要度というのをまず見てもらうということも、一つの情報発信のやり方かと思います。

基金のほうなんですけれども、これも情報発信の一つの手段だと考えています。それこそ基金というのがどれだけ集まるかというのは、非常にまだ不明なところなんですけれども、基金を求めるということが一つの情報発信になると思います。これはしっかり前向きに検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） ご提言ありがとうございました。ホームページ等につきましては、積極的に対応して考えてまいりたいと思っております。

2 点目の一定のインフラということでございますが、まずあそこにまだ駐車場等が十分完備されておられません。水源涵養林という性質を考えますと、やはり水質の汚染ということも想定されます。その辺を十分に配慮した上で、また住民の方々が利用しやすいような条件を整えた中で、整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の基金を求めるというご意見でございます。検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はございますか。いいですね。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 議案第84号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」、賛成の立場で討論いたします。

事業期間は50年以上、総事業費は約27億円に上ることを考えますと、もしかすると本市で一番大きなプロジェクトになっているのかもしれない。総合計画に位置づけられる重要な事業だからこそ、用地の取得の根拠づけ、財源確保の工夫、水源涵養以外の活用目的など、事業開始から20年経過する今、改めて評価、検証することが必要であると考えます。

そこで、何より重要なのが、この事業を広く市民に知っていただくことであります。まずは事業の情報発信から始めましょう。経費がかからず、迅速な情報伝達手段である本市ホームページを活用いたしましょう。

今回の用地取得とともに、あわせて事業の丁寧な情報発信をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第84号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」から日程第8、議案第88号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第85号から議案第88号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第14まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第9、議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」から日程第14、議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第89号から議案第94号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第19まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第15、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」から日程第19、議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第95号について通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点お伺いさせていただきますけれども、提案されております議案書を見ますと、今福祉の分野で中心かなと、現状を担っておられる部分の国民健康保険に関する、あるいは国民年金に関する、議案書を見ますと市民生活部のほうになって、また別に健康福祉部という部があるということで、福祉に関する部分が若干ちょっとまた割きになっているような気がするんですけれども、その点についてのどういう意図でこういう形で提案をされているのか、まずお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ただいまの藤井議員のご質問にご回答を申し上げます。

今回の条例案では、国民健康保険に関する業務を健康福祉部の業務としなかったことについてでございますけれども、健康福祉部につきましては、基本的に福祉事務所長の権限を有する業務を担う部門を一くくりにまとめていこうと考えましたこと、また昨今の福祉分野につきましては、議員もご存じのとおり細分化が進んでいる上に、現在の市民の行政需要を考えましたときに、健康福祉部に国民健康保険に関する業務を加えることは、市役所全体を見たときに、他の部との業務のバランスを考慮いたしまして、今回このような案といたしたところでございます。

なお、国民健康保険を所管する課の配置場所につきましては、現在内部で調整をいたしておりますが、健康福祉部と速やかに連携、協議ができるような場所に配置する方向で検討をいたしております。何とぞご了承をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それにあわせて、さらに関連してお伺いしたいのは、検討されるに当たって、今年度の4月1日に障がい福祉担当課長というのが新たに置かれましたけれども、そういった部分、今年度新たなそういった担当が置かれたのに、もう来年度どうなるのかというのが正直見えなくなるんですけれども、そうなるのと何のために置かれたのかとか、そういった部分の担当課長を置かれての検証というのはされた上で、これは提案されてきているんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 本年度設置をいたしました障がい福祉担当部署の取り扱いについてでございますが、近年の生活保護受給者の増加などによりまして、子どもの貧困問題を含め、生活困窮者への支援策も強化していく必要があると考えましたことから、現在の福祉課全体の業務を再点検をいたしまして、2つの部署に切り分けることといたしております。

ご質問の障がい福祉担当部署につきましては、2つの部署業務のバランスなども考慮をいたしまして、障がい福祉だけではなく、福祉全体の指令塔としての役割をも持たせるということで考えたところで、配置をさせていただくということになります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その答弁を聞くと、じゃあなぜ今年の4月1日の段階でそういった配置といたしますか、担当者を置かれたのかというのが、もうこういった提案というのは、方向性としてその4月の当時にも見えていたと思うんですけれども、あえて新しいとか、担当の課長を置かれて、それが結局どういうふうな効果というのをもたらしたのかというのが検証されないまま、新しい体制に移行といたしますか、新しい形になっていくというのは、若干疑問に感じる場所もございますので、その点が障がい福祉の担当課長を置かれてどうだったのかと

いうことが、きちんと内部で検証はしていただきたいということを要望しまして、質疑を終わります。答弁は結構でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 議案第98号の教育に関する事務特定に関することにもなるのですが、市役所全般の事務分掌にかかわることなので、こちらで質問するという形にさせていただきます。

現在、地域健康部の中に健康づくり、スポーツ、文化といったものが統一されています。これら3つは一つとなって、市民一人一人の生きがいに寄与するものと私は考えています。ひいては地域づくりあるいは市民生活全般の向上につながる、貢献するものと理解しています。

その点で、現在の事務分掌のあり方は理念としてすぐれたものがあるとこれまで考えてきました。また、これから新しい可能性を生み出し得るものだと考えてきたところです。

今回それらが分かれるわけですが、スポーツ、文化というものがもともと教育部に密接にかかわるものでしょうから、これら3つは少子・高齢化という現在の課題に取り組むためにも、子どもと、あと高齢者の、特に高齢者の健康づくりにかかわることとして、なかなか意欲的であったと評価しています。市長の言う3つのCでいえば、チャレンジに相当する性格を持っていたと思います。

ところが、今回の議案に従うと、3者それぞれ別の部に分かれます。その目的はそれなりに理解もするし、推察するところはあるのですが、若干もったいないと思う思いがあるので、質問させていただきます。

今回の分割によって、具体的に目指している目標あるいはメリットというものがあつての提案であるならば、それをお聞きしたいと思いますし、逆に今までのその3つが一つになっていることによって、何らかのデメリットがあつたがゆえに、今回の提案になっているのであれば、どのようなデメリットを感じていたのか。どちらの形でお答えいただいてもいいのですが、教えてくださいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいまのご質問についてご回答を申し上げます。

地域健康部につきましては、平成26年度の機構改革で、地域を元気に、市民を元気に、特に高齢者につきましては生きがいを目的に編成したところでございます。ただいまのご質問からも、その目的等を大変ご理解いただいて、大変な評価をしていただいとるものと感じ、大変感謝申し上げる次第でございます。

市としましても、私はやはり健康づくりというのは、とても大事な課題であるというふうと考えております。健康づくり、本当に大事な、いろいろな意味で大事なことだと考えておりますが、その健康づくりとスポーツ、文化を担い、市民の皆様の生きがいに取り組んでまいってきておるわけですが、元気づくりポイント制度の導入などでもかなりの成果を上げてお

りますことは、そのように考えております。

しかし、この部の編成の意義、目的などについて、折につけ議員の皆様、市民の皆様方に対してご説明をしてきたところでございますが、3年を経過した今も、議員の皆様方あるいは市民のご意見、私どもが直接市民の皆様からお伺いするご意見でも、なかなかそのことが知られていないということが感じられ、結果的に何をしているのかわかりにくいという評価につながっているのも、一方であるのではないかというふうに考えております。

今回の機構改革では、市民の皆様が、部の名称からして、その部が担う分野が連想できるようなわかりやすい枠組みをつくりたいと考え、地域健康部だけではなく、市民福祉部の部門も再編してきたところでございます。

また、スポーツにつきましては、社会体育と学校体育に関する施策のあり方が別々の部署に検討されるのではなくて、一つのところで検討していったほうが、スポーツ施策全般として推進しやすいのではないかとということで、教育部の業務にしたところでございます。

文化につきましては、生きがいつくりというだけではなく、芸術や文化、本市の持つ歴史資源の活用、またそれらをテーマにしたさまざまなイベントなどを開催していくことで、さらなる来訪者を呼び込みたい。これは私が力を入れております観光施策でもありますことから、今回の条例案の内容になっております。

今回の機構改革によりまして、健康づくり、文化、スポーツは、議員ご指摘のように3つの部に分かれていますが、これまでどおりそれぞれの部、課は、組織の枠を超えて連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 笠利議員にお伝えしますが、質疑はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） では、簡潔に言いますが、3年たっても目的が伝わらず、何をしているかと言われてきたということは、今回名称からしてわかりやすいというふうにしたいということでしたけれども、現実にはやっていることの統一性が十分にはとれなかったというふうに考えられると思います。

今後、名称はわかりやすくても、部署が3つに分かれるわけですから、内容的な統一性をどのようにというか。要望に変えます。しっかりと内容的な統一、部署間の連携をとれるように仕事を進めていっていただきたいと思います。市民にわかりやすさというものが、職員にとっての仕事のしやすさにつながって、それが全体としての統一性を生み出すような、そういう機構改革であるように、それを希望して、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第96号から議案第99号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第95号から議案第99号までは総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第20から日程第23まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第20、議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第23、議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号から議案第103号までは環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第24 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第104号は各常任委員会に分割付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第25から日程第27まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第25、議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第27、議案第107号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号から議案第107号までは環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~